

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会

“公安警察は「無法地帯」か？——大垣警察市民監視事件——”

2018, 10, 23 山田秀樹

## 0 はじめに

公権力による市民監視に対して国民的な問題意識があるか？

## I 大垣警察市民監視事件の概要

基本資料集（改訂版）を参照

大垣警察署警備課（公安警察）によるシーテック社への情報提供が発端  
警察によって情報収集が行われていたことも明らかに。

事件の特徴

①情報交換は警察からの働きかけによるもの。

「個人情報漏洩」ではなく、積極的な情報提供

②前提として長期的、継続的、日常的な情報収集が行われていた。

風力発電施設建設計画や反対運動が持ち上がってから情報収集を開始したのではない。

③全ての情報が明らかになっているわけではない。

警察の収集した情報のうち、限られたものがやり取りされている。

しかも、真実ではないもの、虚偽・誇大されたものが混じっている。

→自衛隊情報保全隊事件やムスリム事件との違い。

④犯罪捜査とは無関係

公安警察の活動である。刑事警察と切り離して考える必要がある。

警察の回答

当初は、だんまり（岐阜県議会での質問に対して「調査中」と回答）

その後、正式に文書で、「通常行っている警察業務の一環」と回答

警察庁警備局長の参議院内閣委員会での答弁でも同様

情報収集だけでなく、情報提供についても

訴訟の提起

まず国家賠償請求訴訟、その後、個人情報抹消請求訴訟

被告の態度

警察の情報収集活動について認否をしない。→基本資料集 p 8

論点

①原告はどのような権利侵害を受けたのか。

②警察の行為は違法か。

## II 公安警察とは

その歴史

1945年8月のポツダム宣言の受諾、GHQの「人権指令」

→警保局や特高警察の廃止、全特高警察官の罷免、内務省の解体

1947年の旧警察法制定

人口5000人以上の市町村に自治体警察の創設

他方で公安課の新設、特高警察関係者の採用、公安警察の始まり

1954年の警察法改正

都道府県警察と警察庁、中央集権的警察への再編

公安課が広まっていく。⇒安保闘争で一層の政治警察化

その果たしてきた役割

政治警察としての役割

広中「政治警察という国家権力の機能は、警察と呼ばれる組織によって営まれるとは限らない。」

時代とともに監視対象も推移→警察白書

※参照 広中俊雄「戦後日本の警察」「警備公安警察の研究」

青木理「日本の公安警察」

その組織

自治体警察の建前

地方自治法180条の9「別に法律の定めところ」＝警察法

警察法

国家公安委員会——警察庁

都道府県公安委員会——都道府県警察

←警察法では国家警察の組織のようになっている。

←実態は、警察官僚によって公安委員会は牛耳られている。

警察法 5 条（任務及び所掌事務）

4 項 4 号「国の公安に関するもの」

警察法 24 条（警備局の所掌事務）

「一 警備警察に関すること」

→「警備警察」とは、公共の安全と秩序を維持することを目的として行われる、国の公安又は利益に係る犯罪及び社会運動に伴う犯罪の取締り並びにこれらの犯罪に関する情報に関する作用をいう。（警察法解説）

警察庁組織令 36 条（警備局の分課）、38 条（公安課）

「警備情報の収集及び整理その他警備情報に関すること」

警察法 47 条 4 項（警視庁及び道府県警察本部の内部組織）

岐阜県警察本部組織条例

岐阜県警察組織規則 27 条（警備部の分課）、28 条（警備第 1 課の所掌事務）

「警備情報の収集及び整理に関すること」

↓

公安警察は、警察組織の中でも中央集権化が一層進んでいる。

警察庁警備局—都道府県警察本部警備部—各警察署警備課が一本のライン

例；緒方宅盗聴事件

### III 警察による個人情報収集等の根拠

#### 1 「警察」とは

- ・警察組織と警察作用の区別
- ・司法警察作用と行政警察作用（広義）の区別

←この点の区別が大事

#### 2 司法警察による個人情報収集等

刑事訴訟法——刑事訴訟規則——犯罪捜査規範などによって規律  
特定の犯罪の捜査という目的に限定される。

但し、指紋、顔写真、DNAデータの問題

### 3 公安警察（行政警察）による個人情報の収集等

#### (1) 実務・学説・判例

公安警察による個人情報の収集・保管・利用はどのように規律されるか。

行政作用の一種である警察作用を規定する法律

警察官職務執行法

——ここには個人情報の収集等については規定されていない。

その他、個人情報の収集等を規律する法令は見当たらない。

#### 警察の回答

「公共の安全と秩序の維持」のために「通常行っている警察業務の一環」

#### 田村正博・全訂警察行政法解説

情報の取得は、「取得の過程で強制を伴うものでなければ、法律の根拠なしに行うことができる。任意活動が、法律の根拠がなくとも一般的に可能であるとされているのと共通」

←「法律の留保」原則における侵害留保理論が前提

国民の自由や財産を制約する行政活動に対しては一般に法律の根拠を要求する考え方（逆に、それ以外の行政活動には不要）

←「取得時中心主義」（山本龍彦）

#### 藤田宙靖「警察法2条の意義に関する若干の考察」

警察法2条「一般的根拠規範」説

組織法でもって作用法を根拠づけることができる。

「法律の留保」をめぐる学説

全部留保説、権力留保説、本質性理論（重要事項留保説）

判例・最高裁昭和55年9月22日判決（自動車検問）

「警察法2条1項が「交通の取締」を警察の責務として定めていることに照らすと、交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものである」

⇒他の地裁・高裁判決では、「警察の責務」全般に拡張されている。

↓

警察法2条1項を根拠にするとした場合、何が許され、何が許されないのか明確とは言えない。警察の好き放題を許すことになる。何らかの制約はないのか。

## (2) 個人情報保護法・条例による制限

岐阜県個人情報保護条例6条（収集制限）

- ①個人情報取扱事務の目的を明確にすること（1項）
- ②目的達成に必要な範囲での収集に限られること（1項）
- ③適法かつ公正な手段による収集（2項）
- ④本人収集の原則（3項）
- ⑤要配慮個人情報の収集制限（4項）

公安警察にも当然適用（県警本部長が実施機関）

→①と②について釈明

しかし、応答されない可能性が高い。被告の答弁から。

→③と④についてはどうか？

「公共の安全と秩序の維持」を目的とするときの例外規定

同条例7条（利用及び提供の制限）

個人情報取扱事務の目的以外の目的に利用・提供することが原則的に禁止

しかし、例外規定

- ①他の実施機関等に提供する場合（5号）
  - 「必要な限度」で、かつ、「相当な理由」があること
- ②他の実施機関等以外のものに提供する場合（6号）
  - 「特別な理由」があること

いずれの場合も岐阜県個人情報保護審査会の意見を聞く必要

しかし、「公共の安全と秩序の維持」を目的とするときは不要

同条例23条の2（個人情報の利用停止請求）

6条、7条に違反する場合

但し、個人情報開示請求によって開示を受けることが必要

大垣警察事件では「存否応答拒否」の回答

↓

そもそも、条例は実施機関に向けられたものであり、個人の権利保護が目的ではない。情報も個人識別情報とされている。従って、条例に違反したからと言って、国家賠償法上違法といえるか疑問。

(3) 任意取得が許されるとしても、無限定であるか。

上記最判

「それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといって無制限に許されるべきものでないことも同条2項及び警察官職務執行法1条などの趣旨にかんがみ明らかである。」

調査官解説（渡部保夫）

「警察の活動が、その種類、性質、態様からいって、全く国民の権利、自由にかかわらないものであれば（例えば、パトカーによる道路の巡回等）、無制限に許容されるが、そうでない限り、それを実施すべき客観的な必要性があり、かつ、その警察活動に直面する相手方の被る不利益、負担等が本質的に軽微なものであり、しかも相手方においてこれを受忍してもやむを得ないと認められるような場合において、はじめて許容されるべきものであろう。」

大垣警察事件の場合（→基本資料集 p 11）

ア 目的の不当性

市民運動に対する抑圧が目的

憲法上の重要な権利（市民運動＝表現の自由）の侵害

イ 必要性の欠如

「公共の安全と秩序の維持」が害されるような事態が生じていない段階

ウ 「不偏不党且つ公平中正」に反する

原告の思想信条に着目してなされた。

エ 情報提供の不当性

(4) 翻って、公安警察による個人情報の収集等に明確な根拠は必要ないか。

公安警察による個人情報の収集のどこが問題か。

個人情報の集積、データベース化こそ問題

単に一瞬見られるだけではなく、保存され、集積され、利用し続けられること  
それによって個人がプロファイリングされる。いくつかの情報をつなぎ合わせる  
ことによって、個人をあぶりだすことができる。人格プロフィールに到達す  
ることが可能となる。

G P S 最高裁判決は、個人の行動を「継続的・網羅的に把握」することを問題視  
している。上記の問題意識と通ずる。

そして、上記のような問題状況にあっては、「些細」な情報というものは存在し  
ないと言ってよい。

その情報がプライバシーに当たるかどうかは、文脈に依存する。ア priori に  
プライバシーかどうか定まるのではない。

→私人がネット検索で個人情報を収集するのは許されるが、公権力がそれを  
することは許されない。

原告第7準備書面

個別の法律の規定など一切必要がなく、犯罪と関係のない一般市民の個人情報を  
を警察が自由に収集等できるというのでは、警察比例の原則に明らかに反する。

岐阜県警警備第1課の担当事務

国際テロ対策、不法滞在者対策、オウム真理教対策、極左暴力集団対策、悪  
質右翼団体対策

→本件は、これらの事務範囲から逸脱している。

IV 公安警察に対する規制

司法警察と公安警察の分離

情報機関としての位置づけ  
公安調査庁との対比  
情報収集活動を規制する法律の制定  
第三者機関による監督

以上